

監査の結果及び講じた措置の内容

平成19年3月5日付津市監査委員告示第2号公表分

<p>監査対象部局等</p>	<p>都市計画部 都市計画課</p>
<p>【監査の結果】 本来、出張命令で処理すべきものが、外出簿で処理されていたので、適正に処理するよう指導した。</p>	<p>【措置の内容】 指導の件について、人事課と調整の上、適正な処理に改めました。</p>
<p>監査対象部局等</p>	<p>下水道部 下水道管理課</p>
<p>【監査の結果】 事業の進捗に伴い、受益者負担金の賦課徴収や下水道使用料の徴収に係る業務が増大しているが、膨大な建設事業費の財源を確保するために、収入未済額の解消に努められたい。</p>	<p>【措置の内容】 受益者負担金及び下水道使用料の収入未済額解消のため、定期的に督促状、催告書を送付し、電話による納付指導を行い、不理解者には、夜間・休日の臨戸訪問による徴収を実施しました。特に、平成19年2月から3月の2ヶ月間下水道部の部体制による夜間・休日徴収を実施しました。</p>
<p>監査対象部局等</p>	<p>下水道部 下水道建設課</p>
<p>【監査の結果】 今後においても、事業の推進にあたっては、生活道路の確保や工事による騒音や振動に対する不安の解消に努められ、地元住民の理解を得て円滑に整備が進められるよう望むものである。</p>	<p>【措置の内容】 下水道工事におきましては、道路を掘削することにより通行止め等生活に弊害が予想されますことから、迂回路の確保や案内看板による周知等を以前に引き続き実施しました。工事騒音等についても、使用機械を低騒音対策型機械にし、騒音の低減を引き続き図りました。</p>
<p>監査対象部局等</p>	<p>下水道部 下水道施設課</p>
<p>【監査の結果】 旧下水道管の老朽化に伴う管きょ整備（布設替え、更正）を実施されているところであるが、老朽化に伴う道路陥没が本年度9件発生（平成18年11月17日現在）していることから、引き続き計画的な整備に努められたい。</p>	<p>【措置の内容】 第一期下水道事業で築造された橋内、橋北、橋南地区の下水道管の老朽化が著しいものについて、計画的に改築工事を進めているところであるが、道路陥没の発生が懸念される地区を優先的に改築工事の実施を施していきたい所存であります。 又、その他の地区におきましても、今後調整を図りながら順次進めていきたい所存であります。</p>

<p style="text-align: center;">監査対象部局等</p>	<p style="text-align: center;">下水道部 河川課</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>雨水排水対策について、河川・流域・防災等といった総合的治水対策の必要性の観点から、部内関係所管課等と連携して、総合的な雨水排水計画に基づき、地域の治水安全度の向上を一層図られるとともに、市街地における河川改修事業の効率的かつ効果的な推進を一層図られたい。</p> <p>複数の準用河川除草業務委託契約について、時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるものとして、それぞれの設計金額に比して約40パーセントから約78パーセント相当の価格で締結されていたが、地方自治法施行令第167条の2第1項各号が定める随意契約事由に係る区分は、厳密にこれを確認する必要があることをかんがみ、当該契約の価格の該当性について、慎重にこれを判断されたい。</p> <p>準用河川の占用許可について、許可条件を附款しているにもかかわらず、当該条件に係る不服申立て等の教示がされていないものがあるので、必要な教示について検討されたい。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>準用河川は、五六川の河川改修を継続して行っております。</p> <p>1・2級河川は管理者であります、国・県へ強く要望しました。</p> <p>部内において、開発行為には貯留施設の指導、公共下水道区域においては、個人の既設浄化槽を貯留施設に改造した場合に浄化槽転用補助金を支給することで、河川への流出抑制を行うよう対策を講じました。</p> <p>契約時に当課において、積算を行い安価であることを確認し、時価有利と判断し、随意契約を行っております。</p> <p>価格に相違がありますのは、現地の条件により判断しました。</p> <p>自治会等へ管理委託することにより、地域住民に自分たちの住んでいる地域の管理意識を高めていただき、行政・住民との共同管理を目的としているところであります。</p> <p>許可書に不服申立て等の教示をしました。</p>
<p style="text-align: center;">監査対象部局等</p>	<p style="text-align: center;">久居総合支所 総務課</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>市民会館駐車場内に電力会社の電柱等の設置のため、土地の賃貸借契約が締結されているが、当該駐車場は行</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>平成19年度より、行政許可の手続きに改めました。</p>

<p>政財産であり、原則貸付禁止とされていることから、使用許可への変更など適切に整理されたい。</p> <p>久居総合支所職員駐車場運営協議会が民間の土地所有者から職員駐車場用地として賃借している土地の一部を、市が公用駐車場用地として同協議会から転借しているが、民法第612条の規定（賃借権の譲渡及び転貸の制限）を踏まえ、賃貸借契約のあり方について整理されたい。</p>	<p>平成19年度より、地主と市との賃貸借契約を締結することとしました。</p>
<p>監査対象部局等</p>	<p>久居総合支所 産業課</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>「津市榊原自然の森温泉保養館」の回数券販売に係る収納事務を中勢地域中小企業勤労者福祉サービスセンターに委託しているところであるが、告示手続きに不備が見受けられたので、適切に取り扱われるよう指導した。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>「津市榊原自然の森温泉保養館」の回数券販売に係る収納事務の一部委託については、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき平成19年2月13日付けで告示しました。</p>
<p>監査対象部局等</p>	<p>河芸総合支所 産業建設課</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>コミュニティバスの運行について、当該受託事業者が交通事故を起こしていることから、旅客自動車運送事業運輸規則等に基づき、運転者に対して適切に指導及び監督しているか否かを確認するなど、事故再発防止策を徹底するよう必要な措置を講じられたい。</p> <p>市営住宅に係る土地の借上げについて、賃貸人との間に土地借上げに</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>受託事業者に対しては、芸濃総合支所に続いている事故であったため、総合支所長から再発防止のために安全運行の徹底指導を厳しく行うよう、口頭での注意を実施し、引き続き就業規則及び健康管理等の労務管理の厳守ならびに、安全管理・安全教育、運行管理の乗務員指導等事故再発防止策を再確認するよう実施要領等提出させました。</p> <p>賃貸借契約書を作成し、契約を締結しました。</p>

<p>係る契約書が作成されていなかったため、公営住宅法及び借地借家法等関係法令の趣旨に照らし、早急に是正されたい。</p>	
<p>監査対象部局等</p>	<p>美里総合支所 産業建設課</p>
<p>【監査の結果】 窓口において回数券を販売しているが、払出簿による帳簿管理では受入数及び残枚数の確認ができないため、今後は、受払簿による在庫管理をされたい。</p>	<p>【措置の内容】 コミュニティバス回数券受払簿について払出簿による帳簿管理のみでしたので、受入数及び残枚数が確認できるように、回数券受払簿を整備しました。</p>
<p>監査対象部局等</p>	<p>一志総合支所 総務課</p>
<p>【監査の結果】 財産管理について、普通財産に分類されている一部の土地が、現に公園、消防器具庫等の用に供され、また、行政財産に分類されている一部の土地が、普通財産への分類換えをすることなく、契約に基づく長期の貸付がされていた。これらの土地について、地方自治法第238条第3項の規定の趣旨に照らし、財産管理の適正化を図るべく、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>【措置の内容】 ・普通財産に分類されている一部の土地が、公園、消防器具庫等に供されていたことについて 平成19年1月31日に産業建設課へ8筆、生活環境課へ2筆の所管換と行政財産への区分変更の処理をしました。 ・行政財産に分類されている一部の土地が、契約に基づく長期の貸付がされていたことについて 平成19年1月31日に3筆、行政財産から普通財産への区分変更の処理をしました。</p>
<p>監査対象部局等</p>	<p>一志総合支所 生活環境課</p>
<p>【監査の結果】 団地集会所用地として貸付けている土地が行政財産として分類されているので適切に整理・管理されるよう努められたい。</p>	<p>【措置の内容】 平成19年2月15日に総務課へ所管換と普通財産への区分変更の処理をしました。</p>

<p style="text-align: center;">監査対象部局等</p>	<p style="text-align: center;">教育委員会事務局 教育総務課</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>教育長による行政財産の使用許可について、その附款した条件に関し、「本職に異議申立てすることができ」旨教示されているが、当該処分に係る不服申立ては、まず、地方自治法第238条の7第3項の規定に基づきなされると解されることから、教示内容の見直しを検討されたい。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>教示内容が一部不適切であったため、法務室と調整を行い、次年度許可より訂正します。行政事件訴訟法に基づく教示についても、訂正時に教示を行います。教示内容を以下のとおりとします。</p> <p>(教示) この使用許可について不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。また、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
<p style="text-align: center;">監査対象部局等</p>	<p style="text-align: center;">教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>施設利用日から納付書の発送までに相当の日数を要していることが一因となっていると思われるため、納付書の早期発送に努められたい。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>納付書の発送については、各学校の運営委員会より翌月中旬に送付される各施設のとりまとめの利用報告書にもとづき、納付書を下旬に利用者へ送付しています。よって、早期とりまとめが早期発送につながるため、利用報告書の作成方法を簡素化し、より早く報告ができるよう報告様式を修正しました。</p>
<p style="text-align: center;">監査対象部局等</p>	<p style="text-align: center;">教育委員会事務局 河芸事務所</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>公民館及び体育館に係る行政財産使用許可について、市長が処分しているものがあるが、教育委員会の所管する財産であれば、教育長が処分すべきものと考えられるが、見直しの必要性について検討されたい。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>公民館及び体育館は、教育委員会の所管する財産であることから、教育長の権限により、行政財産使用許可を処分するよう措置を講じました。</p>

監査対象部局等	教育委員会事務局 芸濃事務所
<p>【監査の結果】</p> <p>芸濃総合文化センターにおける設備の保守点検、管理運営に努められているところではあるが、一部保守点検業務委託に係る契約事務が遅延しているものが見受けられたので、今後、注意されたい。</p> <p>また、遠足等に使用するためマイクロバス（幼児専用バス）を所管されているが、利用度が低い（平成18年1月から同年10月までの稼働日数が16日）ことから、今後、効率的な運用を検討されたい。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>芸濃総合文化センターの保守点検業務委託契約について、遅延していた契約事務の処理を行いました。今後は遅延しないよう契約事務執行を実施します。</p> <p>当該マイクロバス（幼児専用バス）につきましては、平成19年4月1日から白山乳幼児教育センター（通園バスとして利用）に所管換えを実施しました。</p>
監査対象部局等	教育委員会事務局 安濃事務所
<p>【監査の結果】</p> <p>市立小学校の一部の土地について、本市が所有権を有していると解されるにも関わらず、相当長期にわたり、当該所有権に係る登記が未了であるが、これらの土地が現に学校施設の用に供されていることから、できる限り早期に必要な登記がなされるよう、一層努められたい。</p> <p>公民館及び体育館等に係る教育長による行政財産の使用許可について、その附款した条件に関し、「本職に異議申立てすることができ」旨教示されているが、当該処分に係る不服申立ての教示内容の見直しを検討されたい。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>学校建設用地確保の中で、地元の地権者から寄付があり、現に学校施設の用に供されていることから、地権者に承諾を得て所有権移転登記の手続きの措置を講じました。</p> <p>当該処分に係る不服申立ては、地方自治法第238条の7第3項の規定に基づき、明記するよう措置を講じました。</p>